

奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画  
(記載イメージ)

平成〇〇年〇月

九州森林管理局

# 目次

はじめに・・ 1

## 1 対象地の概要

(1) 位置・面積等

(2) 自然環境

① 気候・気象

② 地形・地質及び土壌

③ 生態系

(3) 社会情勢

① 産業

② 土地利用と地域開発計画

## 2 保全管理に関する基本的事項

(1) 保存地区（コアゾーン）

① 森林管理

② 森林利用

(2) 保全利用地区（バッファゾーン）

① 森林管理

② 森林利用

(3) その他国有林野

(4) 保全管理の考え方と重点事項

## 3 保全管理に関する具体的事項

(1) 管理・利用に関する島共通の方針と重点事項

(2) 管理・利用に関する島ごとの留意事項

## 4 保全管理に関する個別課題

(1) 管理に関する事項

①希少種、固有種等の保護

②外来種対策

③スギ人工林の取扱

④病虫害（マツ枯れ）対策

(2) 利用に関する事項

①歩道・林道利用

②ガイド

③その他

## 5 推進体制等

(1) 保全管理委員会

- (2) モニタリング調査・巡視等
- (3) 情報提供・普及啓発
- (4) ボランティア活動との連携等
- (5) 世界自然遺産との関係

## 6 その他

## はじめに

国有林野には、原始的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されている。国有林野事業では、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、設定目的に応じ自然の推移に委ねた管理等を行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めている。

奄美群島の国有林は奄美大島、徳之島共に島の約 15%を占め、スタジイ（イタジイ）、イジュ、イスノキ、オキナワウラジロガシを含む亜熱帯林である。また、植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近く、学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから、平成 25 年 3 月、設定委員会の審議を経て、金作原、神屋、八津野、徳之島北部、徳之島中南部地域を森林生態系保護地域に設定し適切に維持・保存することとした。

また、奄美大島、徳之島が属する奄美群島については、平成 15 年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価されるなど、世界自然遺産に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高い地域のひとつとされ、平成 25 年 5 月には世界自然遺産暫定一覧表への記載を目指し、「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」の設置を行うなど今後、登録に向けた課題への対処を進めることが求められている。

この地域は人為活動等により劣化する恐れもあり、科学的根拠に基づき関係者の合意の下に保全と利用の調整を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、一連の取組を計画的に行うための総合的な指針として、保全管理委員会の意見を聞いて「保全管理計画」を策定し、奄美群島の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにすることとした。

## 1 対象地の概要

### (1) 位置・面積等

奄美群島森林生態系保護地域は、鹿児島県（奄美市、大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町の 4 市町村が奄美大島）、（大島郡徳之島町、天城町、伊仙町の 3 町が徳之島）に所在し、北緯 27° ～ 29°、東経 128° ～ 130° の地点に位置し、奄美大島は奄美諸島最大の島で、地形は東北端の笠利半島がほぼ平坦でその他は一般的に地形は急峻である。国有林は、奄美大島と徳之島併せて 7,920 ha で奄美大島、徳之島総面積の 7%を占めており、森林生態系保護地域は国有林の約 60%に当たる 4,820 ha で、その内訳は保存地区 2,253 ha、保全利用地区 2,567 ha である。

### 【森林生態系保護地域の位置図を挿入】

### (2) 自然環境

#### ① 気候・気象

奄美群島の気候は亜熱帯海洋性気候に区分され、近海を流れる黒潮の影響を受け、一年中を通して温暖多雨であり、温帯的要素と熱帯的要素の両方を有している。平均気温は 21.5 度と 20 度を超えており、冬の平均気温でも 10 度を超え、最高気温の平均は 24 度、最低気温の平均でも 19 度と暖かい。

また、年降水量は全般的に多く、奄美大島は日本でも有数の多雨地帯で、年間およそ 2,900mm の降水量がある。

## ② 地形・地質及び土壌

### ア 地形

奄美大島の主要な山系は、最高峰は湯湾岳（694m）で、島の中央からやや西側に位置するほか、油井岳（483m）、小川岳（528m）、松長山（455m）、鳥ヶ峰（467m）等400m以上の山々が本島の脊柱部を構成している。

奄美大島の主要な河川は、太平洋の住用湾に注いでいる住用川（約15km）、大川、東シナ海に注ぐ河内川、名音川などがあるが、ほとんどが流路延長の短い急流河川である。

徳之島の主な山系は、島北部の天城岳（533m）、三方通岳（496m）、大城山（333m）を主峰とした比較的急峻な山が連なり、島の中央部では井之川岳（645m）美名田山（438m）、島の南部へ削岳（382m）、犬田布岳（417m）と続く山塊が群をなしている。

徳之島の主要河川は天城町の秋利神川（約13km）のほか、徳之島町の亀徳川、伊仙町の鹿浦川などがある。

### イ 地質

奄美大島の地質は、大部分が古生代、中生代の堆積岩類とそれを貫く花崗岩類からなっている。徳之島は、北部は古生層とそれを貫く花崗岩、輝緑岩からなり、南部は新第三紀の琉球層群が分布する。

### ウ 土壌

奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壌のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多く、次いで乾性赤黄色土、適潤性赤黄色土となっている。これらの土壌は、概してA層が薄く、その下部も埴質で腐植土が乏しいため林木の生育環境としてはあまり良好とは言えない。なお、弱乾性赤黄色土の分布は、山腹中部から低山地にかけて出現しており、この土壌を適木とするリュウキュウマツやスダジイ等の広葉樹が生育しており、成長も比較的良好である。乾性赤黄色土（主に黄色土）は、各地の尾根付近の凸地に出現し、透水性、通気性ともに悪くスダジイ、イジュ等の広葉樹が生育している。適潤性赤黄色土は、奄美大島の中央部を主に水系付近の凹地に見られる程度で分布は少なく、一部にスギが植林されている。

## ③生態系

### ア 植物相

奄美群島の森林は、主に常緑広葉樹が優占し、奄美大島の金作原、湯湾岳周辺、住用川上流の神屋一帯や川内川上流域、徳之島の天城岳、井之川岳、三京などに原生的な状況でまとまった自然林が存在する。それ以外の森林は、多くが過去にパルプ伐採等の手がいった履歴を持つ二次林であるものの、希少動植物の生息も確認されつつあり、原生的自然林への回復過程にある。また、リュウキュウマツ林は、伐採跡地に生育することが多く、奄美大島の北部や常緑広葉樹林の外縁部、徳之島の中央部から北部にかけてまとまった分布が見られる。

なお、主要な群集（落）分布状況等は以下のとおり

#### 1) リュウキュウアオキースダジイ群集

奄美大島や徳之島の海拔高およそ 100m 以下の低山地や平地に発達する群落で、高木層や亜高木層

は、スダジイ、タブノキ、フカノキ、ホルトノキ、ヒメユズリハ、コバンモチ、モクタチバナ、サンゴジュなどによって構成され、低木層はナガミボチョウジ、ヤマヒハツ、エゴノキ、クチナシ、サザンカ、ヒロハコロンカなどの常在度が高く、草本類はノシラン、ホウビカンジュ、シラタマカズラ、クワズイモ、カツモウイノデなどが主な構成種である。

## 2) ケハダルリミノキースダジイ群集

奄美大島のスダジイ林の大部分を占めるもので、海拔高 100~450m の範囲に広く分布する群集である。高木層や亜高木層はスダジイ、イジュ、オキナワウラジログシ、イスノキ、フカノキ、コバンモチなどによって構成され、低木層は、モクタチバナ、シシアクチ、タイミンタチバナ、サクラツツジ、ボチョウジ、モクレイシ、アデク、ヤマヒハツなどの構成種が多い。草本層はヒメアリドウシ、ヨゴレイタチシダ、コバノカナワラビ、タシロルリミノキ、マルバルリミノキなどによって構成されている。

## 3) アマミテンナンショウスダジイ群集

奄美大島、徳之島の海拔 450m 以上の高地において、湿度の極めて高い谷沿いや凹地において発達する群落である。高木層はスダジイ、オキナワウラジログシ、タブノキ、ショウベンノキ、フカノキ、アカミズキ、バリバリノキ、イスノキなど、低木層はムッチャガラ、ヒメヒサカキ、アデク、シシアクチ、ボチョウジ、オキナワアマシバナなどによって構成される。草本層の発達は特に顕著でヒロハノコギリシダ、リュウビнтаイ、カツモウイノデ、ヘツカシダなどのシダ植物、ツルラン、トクサランなどの地上ランその他が密生している。

## 4) イスノキーウラジログシ群集

海拔 500m 以上の湿度の高い立地に発達する群集であるが、溪流沿いでは標高 250m 位でも見られる。高木層はイスノキ、ウラジログシが優占して樹高 20m に達する林分がある。亜高木層や低木層はハイノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、バリバリノキ、サザンカ、イズセンリョウ、シキミ、クロバイなどによって構成され、草本層にはコバノカナワラビ、オオキジノオ、イナモリソウ、ハナミョウガ、フユイチゴ、テイカカズラなどの出現率が高い。

## 5) オキナワウラジログシ群集

徳之島の天城岳や丹発山、犬田布岳等によく発達した群落があるが、奄美大島では、谷沿いや山頂付近の凹地などで湿度の高い立地のウラジログシーイスノキ群落の中に局所的に見られるに過ぎない。高木層はオキナワウラジログシ、イスノキ、フカノキ、カクレミノ、スダジイなどの優占度が高く、亜高木層や低木層にはモクタチバナ、タイミンタチバナ、アオバノキ、アカミズキ、ギョクシンカ、シマミサオノキ、マルバルリミノキ、シシアクチなど種数が多い。草本層はフウトウカズラ、リュウキュウツルコウジ、コウモリシダ、キノボリシダ、カツモウイノデなどの優占度が高い。

なお、丹発山のオキナワウラジログシ林は大きな板根を持つことで知られている。

## イ 動物相

### 1) 哺乳類

奄美群島に生息している哺乳類は在来種としてリュウキュウイノシシ、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、ワタセジネズミ、リュウキュウユビナガコウ

モリ、ヤンバルホオヒゲコウモリ、リュウキュウテングコウモリなどが挙げられ、それらのほとんどは奄美群島又は南西諸島の固有種、固有亜種、固有性の高い地域である。他に外来種としてフィリマングースなど5種が確認されている。

## 2) 鳥類

奄美群島で確認された鳥類は300種で、鹿児島県で記録された鳥類381種の約79%、日本で記録されている555種の54%に相当する。鳥類の中で、注目されているのが、分布域が特に狭いリカケス、アマミヤマシギ、オオトラツグミの3種である。

## 3) 両生類・爬虫類

奄美群島には、爬虫類がオビトカゲモドキなど20種、両生類がオットンガエル、イボイモリなど11種生息している。この内、爬虫類の12種、両生類の5種が奄美群島、南西諸島における固有種である。

## 4) 昆虫類

奄美大島に生息する昆虫類は、アママルバネクワガタ、ウケジマルバネクワガタなどこれまで約2,500種が記録されているが、今後も未記載種や分布新記録種の発見が続き、実際には4,000~5,000種に及ぶのではないかと考えられている。

### (3) 社会情勢

#### ① 産業

奄美大島は、さとうきびや野菜、果樹を中心とした農業が盛んであり、大島紬、黒糖焼酎等の特産品を有する。また、瀬物やカツオ等を対象とした一本釣り漁業などの漁業のほか、魚類、クルマエビ等の養殖も行われており、特に大島海峡は日本一のクロマグロ養殖産地となっている。徳之島の主な産業は、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産額は群島全体の約5割、畜産も群島の約4割を占める。

#### ② 土地利用と地域開発計画

##### ア 土地利用

奄美大島の土地利用は、総面積81,260haのうち、森林(林野)が68,535ha(84%)を占めており、そのうち国有林は4,122ha(6%)を占めている。その他では、耕地が2,170ha(3%)、その他の区域が13%の割合となっている。

また、徳之島の土地利用は、総面積24,777haのうち、森林(林野)が10,724ha(43%)を占めており、そのうち国有林は3,758ha(35%)を占めている。その他では、耕地が6,880ha(28%)、その他の区域が29%の割合となっている。

奄美大島では、森林が84%と大半を占め、その森林の94%は民有林で、国有林は6%にすぎない。

奄美大島の耕地面積2,170haのうち、田は64ha(3%)、畑は1,611ha(74%)、樹園地は490ha(23%)である。このほか牧草地が46haとなっている。また、徳之島の耕作面積6,890haのうち、田は4ha(1%)、畑は6,580ha(96%)、樹園地は147ha(2%)である。このほか牧草地が163haとなっている。

奄美大島、徳之島ともに耕作地の多くは畑となっており、主にサトウキビ畑が多く特に徳之島では

森林との境界に接している。

## イ 地域開発計画

1969年制定の「奄美群島復興特別措置法」が1974年に「奄美群島振興開発特別措置法」に改題され、これに基づき「奄美群島振興開発計画」が策定され、地域開発が進められてきた。具体的には産業の振興、交通・通信体系の整備、水資源の開発、生活環境等の整備、自然環境と国土保全、地域の活性化等の分野別に一定の整備が進められてきており、現在の奄美大島、徳之島がある。また、奄美大島、徳之島は固有種や希少種など貴重な動植物の宝庫であることから世界自然遺産候補地として自然環境保全を重要視した施策が進められてきている。

## 2 保全管理に関する基本的事項

奄美群島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、奄美群島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区（コアゾーン）」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区（バッファゾーン）」に区分されている。設定面積は、保存地区が2,253ha、保全利用地区が2,567haとなっている。

### （1）保存地区（コアゾーン）

#### ① 森林管理

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するために必要な次の行為については行うことができることとする。

ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為

（ア）山火事の消火等

（イ）大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置等

ウ 標識類の設置等

エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為（例：保存地区内に介在する人工林に対する天然林への誘導行為等）

オ その他法令等の規定に基づき行う行為

#### ② 森林利用

保存地区の利用については、生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができることとする。

### （2）保全利用地区（バッファゾーン）

#### ① 森林管理

保全利用地区は、保存地区の森林生態系に外部からの環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。ただし、天然林の保存を図るために一体的に保全・管理することが相応なスギ林分については、育成複層林施業を行うことができるものとし、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 森林内で行う環境教育等に必要と認められる行為
- ウ 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事
- エ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

## ② 森林利用

保全利用地区の利用については、原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で行うことができる。また、そのために必要な施設は設置することができることとする。

### (3) その他国有林野

森林生態系保護地域に隣接する特定動物生息地保護林及びその他の国有林野においては、奄美群島森林生態系保護地域の保全管理等に十分配慮した管理経営を行うこととし、在来の野生生物種をはじめとする自然性の保全に極力努めるものとする。

### (4) 保全管理の考え方と重点事項

奄美群島の森林生態系を保護するには、そこで生活する人々や観光客等による利用者、関係機関等の協力が不可欠である。前記(1)～(3)の管理・利用の考え方を基本として、人為による影響を最小限とし、外来種駆除や定期的なモニタリングを継続し長期的には、固有種等の希少野生生物も含め生物多様性を育む豊かな森林生態系から成る島を目指すこととし、そのために、各島の特質に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図り実施するものとする。

## ※ 特に以降の項目について保全管理委員会の議論を踏まえた対応方向について記載

### 以降記載イメージ

#### 3 保全管理に関する具体的事項

##### (1) 管理・利用に関する各島共通の方針と重点事項

奄美大島、徳之島にはアマミノクロウサギ、トゲネズミなど固有な生物が数多く生息しているが、ノヤギ、ノイヌ、ノネコ等により捕獲されるなど生息は危機に瀕しており、外来種駆除や飼養動物の適切な飼育など、その対策が重要である。また、希少なラン植物や昆虫などの盗採・密猟等もあつたをたたず、監視活動の強化や希少種のモニタリング、希少種条例等に基づき適切な対策が重要となっている。

また、観光利用においては、観光客が多く訪れる見込みのある地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、・・・・・・【共通の方針と重点事項について記載】

##### (2) 管理・利用に関する各島ごとの留意事項

###### (奄美大島)

・奄美大島は、金作原、神屋、八津野の3団地に小規模に分散しており、周囲を民有林に取り囲まれた団地となっている。3団地とも林道が中心部を通過しており、市街地からのアクセスは比較的容易である。アマミノクロウサギなど多数の固有種、希少種が生育・生息し・・・・・・【島ごとの留意事項を記載】

###### (徳之島)

・徳之島は、徳之島北部、徳之島中部南部の2団地に分散しており、周囲を民有林が取り囲んでいる。2団地とも林道があるが、団地が広いため、一部の場所によってはアクセスが容易では無い場所もある。アマミノクロウサギなど多数の固有種、希少種が生育・生息しているが、一部のマニアや業者などによる希少種（ラン等の植物、昆虫類）の盗採・密猟が多く発生してきていることから、特に関係機関等との連携により監視活動の強化、地元住民等への普及啓発活動等が重要・・・・・・【島ごとの留意事項を記載】

#### 4 保全管理に関する個別課題

##### (1) 管理に関する事項

###### ①希少種・固有種等の保護

###### ア、希少植物種

(オオバカンアオイ、ミヤビカンアオイ、アマミクサアジサイ、ケラマツツジ、コケタンポポ、スブタ、タニムラカンアオイ、シマウリカエデ、アマミテンナンショウ、シコウラン、リュウキュウハ

ナイカダ、トクノシマカンアオイ、〇〇等が生育)

植物相については、上記等が希少種となっている。

これらの種が継続して生育できる森林環境の保全管理に取り組む必要があることから・・・・・・【希少植物種の保護管理における課題と方針等考え方を記載】

#### イ、希少動物種

- ・哺乳類の希少種

(アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、ケナガネズミ、オリイジネズミ、ワタセジネズミ、〇〇)

- ・鳥類の希少種

(アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、ルリカケス、〇〇)

- ・両生類・爬虫類の希少種

(イボイモリ、オットンガエル、オビトケゲモドキ、〇〇)

- ・昆虫類の希少種

(トクノシママルバネクワガタ、〇〇)

- ・淡水魚類の希少種

(リュウキュウアユ、〇〇)

動物相については、上記が希少種となっている。

特に国内希少野生生物種や天然記念物等に指定されているアマミノクロウサギ、〇〇については希少性が高く、これらの種が継続して生息、繁殖できる森林環境の保全管理に取組必要があることから、・・・・・・【希少動物種の保護管理における課題と方針等考え方を記載】

#### ②外来種対策

奄美大島、徳之島で確認されている外来植物は、シナアブラギリ、モクマオウギ等が確認されているが、そのほとんどが、ギャップ地や林道上で確認されており、森林生態系保護地域内への進入は極めて少ない。森林生態系保護地域内で確認された外来植物（木本、竹）は八津野地区でシナアブラギリ、センネンボク、フトモモ、クスノキの侵入、徳之島中部（犬田布岳）でハウライチクの侵入が確認されている。本種は今後、増加して在来植物を衰退させるような様子はみられないと思われるが、森林生態系保護地域へ侵入している外来植物は生態系サービスへの影響が大きい種等、優先度を踏まえながら外来種駆除対策を検討する必要があることから・・・・・・【外来種対策における課題と方針等考え方を記載】・・・・

#### ③スギ人工林の取扱

奄美群島森林生態系保護地域には、約130haのスギ人工林が含まれており、将来に向け照葉樹林への復元等が、課題となっている。このようなことから現在の森林の配置状況や樹種組成、照葉樹林復元に要する見込み時間等を踏まえた下記のゾーニング設定を行い森林管理に取り組むことを検討する。

a 照葉樹復元エリア

b 自然の推移に委ねるエリア

それぞれのエリアにモデル地域を設定し、モニタリングを行うなど、自然再生に取り組む。・・・・

【スギ人工林の取扱、考え方を記載】

#### ④病虫害（マツ枯れ）対策

・・・【病害虫（マツ枯れ）対策の考え方を記載】

## （２）利用に関する事項

奄美群島森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動、地域振興・伝統継承等、広く利用されているところであるが、利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための措置を導入するとともに、世界自然遺産候補地となっていることから、関係機関等と連携して、利用と保護の調整を図るものとする。・・・など・・・【利用に関する基本的考え方を記載】

### ①歩道・林道利用

・一般の観光客等による登山利用等に供する歩道は、自然環境への影響や安全確保等の観点から、決められた歩道のみを利用することとし、公道その他貸付等の手続きがとられているものに限る。

・調査研究目的で入林する研究者等については、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入林し、目的箇所までは基本的に歩道を利用する。調査に当たっては許可条件に基づき森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

・森林環境教育目的による入林では、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入林し歩道を利用する。ただし、保全利用地区においてやむを得ず歩道外のルートを使用する場合は、許可条件に基づき、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。（保存地区における歩道外への立ち入りは認めない）

・狩猟、有害鳥獣捕獲等による地域振興・伝統継承上必要が認められるで行為により入林するルートについては、限定しないが原則、保全利用地区内とし、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。保存地区への入林は基本的に認めないこととする。

・遭難者の捜索など非常事態における入林についての使用ルートは限定しない。

・・・など・・・【歩道・林道利用の考え方を記載】

### ②ガイド

・・・【ガイドとの関係、考え方を記載】

### ③その他

・森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。ただし、テント設営場所等地表植生の無い場所での、コンロ等地面に直火とならない火器の使用は可とする。・・・など・・・【その他事項について記載】

## 5 推進体制等

### （１）保全管理委員会

奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の運用、見直しについては、「奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会」において検討を行う。

・・・など・・・【保全管理委員会の役割を記載】

### （２）モニタリング調査・巡視等

森林生態系保護のため、関係機関等と連携し必要なモニタリング調査を計画的に実施するものとする。モニタリングの計画及び結果は有識者による委員会において検討し、適切な保全管理が図られるよう努めることとする。

また、アマミノクロウサギ等の希少野生生物種を対象とした生息状況等の巡視、生息環境の維

持・整備等について関係機関等との連携を図りつつ実施する。また、希少種の盗掘、盗採防止のための巡視を関係機関と連携し実施する。

・・・など・・・【モニタリング調査・巡視等の考え方を記載】

### (3) 情報提供・普及啓発

各種情報を収集管理し、必要に応じて情報を公開するとともに、広く国民に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR紙の発行、等を、関係機関等との連携を図りつつ行うものとする。

・・・など・・・【情報提供・普及啓発の考え方を記載】

### (4) ボランティア活動との連携等

NPO等との連携を深めるほか、引き続きボランティアによる希少野生生物種を対象とした巡視活動など、活動の場の提供等を行う。

・・・など・・・【ボランティア活動との連携等について記載】

### (5) 世界自然遺産との関係

現在、世界自然遺産候補地としての保全管理方策の検討が行われており、本計画との整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。

・・・など・・・【世界自然遺産との関係について記載】

## 6 その他

### (1) 森林生態系の連続性の確保について

奄美群島では、国有林が小面積で分散していることから、森林生態系の連続性を確保することが、課題となっており、特定動物生息地保護林（特に湯湾岳周辺）においては、周辺の民有林における管理水準が、森林生態系保護地域と同等程度と判断されれば、特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域へ組み入れ拡充する機会を検討することとしている。

また、森林生態系の連続性を確保することに資する取組とし、民・国連続したモデル地域を設定するなどレーザー航測等での詳細な森林植生図の作成と併せて希少種・外来種情報等を重ねあわせるなど最新の現況を把握する取組を検討。

・・・など・・・【その他事項を記載】